認知症対応型共同生活介護　グループホーム　アクティブケアー　あいの樹
運営規程

（事業所の目的）

第１条　医療法人　相木病院が設置経営するアクティブケアーあいの樹（以下「あいの樹という）が行う指定居宅サービスに該当する認知症対応型共同生活介護の事業は要介護者であって認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい精神障害を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第２条　住み慣れた自宅を再現し家庭的な雰囲気で個人の能力を活かし、食事の支度、掃除、洗濯等を利用者が分担し一人ひとりその人らしい生活を営むことができるよう配慮する。

２　２４時間専門スタッフが常に側にいて利用者の人格を尊重し常に利用者の立場に立てる、安心できる、寛ぎのある生活の提供に努めるものとする。

３　地域や家族と結びつきを重視した運営を行い、市町村居宅介護支援事業、他の居宅サービス事業者、介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（グループホームの名称等）

第３条　グループホームの名称及び所在地は、次のとおりとする。

①　名称　アクティブケアー　あいの樹

②　所在地　福井県　越前市　小松一丁目　５－４

（職員の職種及び員数）

第４条　職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

①　管理者　　１名

②　計画作成担当者　　１名

③　介護従事者　　１４名以上

（管理者及び計画作成担当者の兼務を含む）

（計画作成担当者は介護支援専門員とする）

（職員の職務内容）

第５条　前条に定める職員の職務内容は、次のとおりとする

①　管理者は、業務全般を掌理し職員を監督し運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う

②　計画作成担当者は、利用者の計画作成、調整及び利用者又はその家族に対する説明を行う。

③　介護従事者は、心身の状況等を的確に把握し介護サービス計画に基づき適切な世話及び介護を行う。

（利用定員・手続き）

第６条　アクティブケアー　あいの樹の利用定員は１８名とする。（１ユニット９名×２）あいの樹は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申し込み又はその家族に対し、サービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得る。

２　あいの樹は、介護サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。さらに、認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービスの提供を行う。

（入退居について）

第７条　あいの樹は、要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供するものとする。

２　あいの樹は、入居申し込みに際して主治の医師の診断書等により、認知症の状態にある者であることを確認する。

３　あいの樹は、入居申込者が健康状態の悪化による入院治療を要する者でサービス提供が困難であると認めた場合には、介護保険施設、病院又は診療所を紹介するなど適切な措置を速やかに行う。

４　あいの樹は、入居申込者の心身の状態、生活暦、病歴、などの把握に努める。

５　あいの樹は、利用者の退去の際、利用者及び家族等の希望を踏まえたうえで、退居後の生活関係や介護の継続性を配慮し退居に必要な援助を行う。

６　あいの樹は、利用者の退居に際して、利用者又は家族等に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業者等、情報の提供及び保健医療サービス、福祉サービスと密接な連絡をとる。

（指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用額）

第８条　認知症対応型共同生活介護の内容

１　あいの樹は家庭的な雰囲気でその人らしい生活を送っていただくために、介護従事者は利用者の精神の安定、行動障害の減少及び認知症の進行緩和が図られるよう利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

２　あいの樹の介護従事者は、サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められた時は、理解しやすいよう説明する。

３　あいの樹は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

４　あいの樹における認知症対応型共同生活介護のサービス内容は、次の通りとする。

①　共同生活を行う上での日常的な生活を重視しその人らしい生活が営まれるように、入浴、排泄、食事等の生活上の世話を行う。

②　あいの樹の介護従事者以外の者（付添者等）による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、利用者にその負担によって利用させないものとする。ただし、あいの樹の負担により通所介護サービスを受けることができるものとする。

③　地域や家族の結びつきを重視し地区の行事などの参加又買い物、ドライブ、畑作りなどを提供し残存機能を活かせるよう努めるものとする。

④　利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し介護サービス計画書を作成する。

⑤　介護サービス計画は計画作成者が作成するものとする。

⑥　計画作成者は、解決すべき課題に基づき、サービス提供にあたる他の介護従事と協議の上、サービスの目標及び達成時期、サービス内容、留意事項等を盛り込んだ介護サービス計画の原案を作成する。

⑦　計画作成者は、介護サービス計画の原案について、利用者又はその家族等に対し説明し、必要に応じて調整の上同意を得る。

⑧　計画作成者は、介護サービス計画後も、サービス提供にあたる他の介護従事者と連絡を継続的に行い、実施状況の把握を行うとともに必要に応じて計画変更を行う。

⑨　機能訓練に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえ必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持の為の機能訓練を行う。

⑩　相談、援助に当たっては、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等に対し適切な相談や助言を行い、必要な援助を行う。

（利用料その他の費用）

第９条　あいの樹は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者に支払われる居宅介護サービス費を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

２　あいの樹は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払いを利用額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

３　あいの樹は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受け取ることができる。

①　部屋代　　一日 1,400 円　（消費税込み）　月額 42,000 円

②　食材料費　　一日 1,450 円

③　おやつ代　　一日　100 円

④　水道光熱費　一日　300 円

⑤　おむつ代　　実費

⑥　理美容代　　実費

⑦　その他（娯楽費等、健康管理に要する費用）　　実費

４　あいの樹は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

５　費用の支払いは、現金又は利用者の金融機関口座から自動引き落としにより、指定期日までに受けることとする。

６　その他費用に関しては、別途定めた重要事項説明書に基づいて説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第１０条　入居者は、事業所から認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意する。

①　共同生活上で他人に迷惑な行動、言動をしないこと。

②　居室の造作、模様替えはしないこと。但し、必要なときには管理者の許可を得､その造作模様替えに要した費用は利用者又は利用者代理人の負担とする。

③　事業者の許可なしに居室に鍵を取り付けたりしないこと。

④　外出、外泊を希望するときは、その旨を事前に申し出ること。

⑤　介護サービス計画の内容について苦情、相談及び意見があるときはいつでも申し出ること。

⑥ 建物や設備を故意に破損しないこと。

⑦ あいの樹が請求する利用料の支払いには期日を厳守して応じること。

(勤務体制の確保)

第１１条　あいの樹は利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供する為、職員等の勤務体制を定め、サービス提供は当該職員によって行われる。

２　あいの樹は、職員の資質向上を図る為、次のとおり研修の機会を設ける。

① 採用時研修　採用後３ヶ月以内

② 職員別研修　随時

③ 全職員研修　随時

(非常災害対策)

第１２条　あいの樹は、防災計画を策定して所轄消防署に届け出るものとし、防火管理者は、防災計画に基づき防災対策について人命の尊重を配慮した具体的対策を定め、介護従事者及び利用者の防災意識の高揚、管理体制の整備、消火設備、非難設備の点検に努める。又介護従事者は調理器具及び暖房器具の点検を使用時に行い、ガス等の危険物保管状況についても点検を怠らないよう努める。

２　あいの樹は、地域住民との協力体制や連携を確認し、年２回以上は避難訓練や初期消火訓練を含む防災訓練を実施して、災害の未然防止に万全を期する。

３　介護従事者は、火災や地震等の災害が発生した場合には、通報文マニュアルに従い、通報連絡・避難誘導・初期消火・救出救護に努める。

４　あいの樹は、避難確保計画を策定して市町へ届けるものとし、また、関連施設や地域住民との協力体制や連携を確認し、年１回以上は災害対策避難訓練を実施して、災害の未然防止に万全を期する。

(協力医療機関等)

第１３条　あいの樹は、利用者の病状の急変等に備え、協力病院として医療法人相木病院協力歯科診療機関として山本歯科を定める。

（秘密保持）

第１４条　あいの樹の介護従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。さらに、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

（利益供与等の禁止）

第１５条　あいの樹又は職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該あいの樹を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

２　あいの樹及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員から、当該あいの樹からの退去者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

（苦情の処理）

第１６条　あいの樹は、サービスの内容に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為に窓口を設置し、事実関係の調査及び説明、改善事項その他必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第１７条　あいの樹は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族等関係各所に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　あいの樹は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（記録の整備）

第１８条　あいの樹は、別に定めがあるものを除くほか、次の記録等について整備する。

（記録類は５年間保存する）

①　管理に関する記録

業務日誌

職員の勤務表

重要な会議に関する記録

設備、備品の記録

就業規則など労働条件の記録

②　利用者に関する記録

入居者台帳

入居、退去の判定記録

介護計画書

アセスメントの記録

サービス利用表

健康管理に関する記録

会計処理（利用料の請求や領収記録等）

（感染症の予防及びまん延防止のための対策）

第１９条　あいの樹は、感染症の予防およびまん延防止のために次の措置を講ずるものとする。

① 感染症予防及びまん延の防止のための指針を作成し、施設内における利用者および従業員への感染対策の整備と実施を行う。

② 感染症を予防するための従業員に対する研修の実施を行う。

③ 感染症が発生した場合に備えて対策の立案および訓練の実施を行う。

④ その他感染症（新興感染症含む）発生時は、協力医療機関と連携し、必要な措置を行えるよう平時より協議する。

⑤ 感染対策委員会を設置し、定期的に開催を行い、必要に応じて感染対策の見直しを行う。

（事業継続に向けた計画の策定）

第２０条　あいの樹は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（事業継続計画）を策定する。

① 事業継続計画は、感染症発生時及び非常災害の発生時の、それぞれに作成するものとする。

② 作成された事業継続計画に基づき、定期的な研修及び訓練を実施するものとする。

③ 事業継続計画は定期的に見直しを行うものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第２１条　あいの樹は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という)を行ってはならない。また、身体的拘束等の適正化のために、以下の措置を講ずる。

① 身体的拘束等の適正化のための指針を作成する。

② 身体的拘束等の適正化に関して、従業員に対する研修を定期的に実施する。

③ やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。

④ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催する。

（人権擁護、高齢者虐待防止）

第２２条　あいの樹は、利用者の人権の擁護に努め、また、利用者の虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

① 人権擁護、虐待を防止するための指針を作成する。

② 人権擁護、虐待を防止するための従業者に対する研修を定期的に実施する。

③ 利用者及びその家族からの人権擁護、虐待に係る通報、相談の受付窓口の整備を行う。また、人権擁護、虐待防止のために必要な措置を行う。

④ 人権擁護、虐待防止のための担当者を配置する。また、虐待の発生防止や早期発見、再発防止の対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催する。

⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

＜利用料内訳＞

①　食材費

日額　１，４５０円として、朝３５０円、昼５５０円　夕５５０円とする。

又食材料以外に飲み物、果物など用意する。

②　おやつ代

日額　１００円として、一日二回は果物、飲み物、お菓子など用意する。

③　光熱費

日額（電気、ガス、上下水道）３００円とする。

夏、冬の時期は光熱費の自己負担を月間の領収額での計算にて調整する為、加算をする事とする。

④　その他の費用

その他の費用は、娯楽として外出及び宿泊した場合などに要した費用の一部負担を徴収する。

健康管理のため、必要に応じてインフルエンザ等の予防接種の費用を徴収する。

（付則）

この運営規定は令和３年８月１日より施行する

この運営規定は令和６年４月１日より施行する

改定履歴：

令和３年８月１日改定　規程の修正

〇食費改定

令和６年４月１日改定　規程の追加及び修正

〇感染症の予防及びまん延防止のための対策

〇業務継続に向けた計画の策定

〇人権擁護、高齢者虐待防止

〇身体的拘束の禁止　　等